2　製材工場等の代表者は、前条第二項の規定により調査票の配布を受けたときは、当該調査票に記入し、地方農政局長又は民間事業者にその定める期日までに送付しなければならない。ただし、同条第四項の規定により面接により質問された場合にあっては、民間事業者に口頭での回答をしなければならない。

3　製材工場等の代表者が前二項の規定による送付又は回答をすることができないときは、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）の職員又は民間事業者が指定する当該製材工場等の役職員がこれらの規定による送付又は回答をしなければならない。

（電子情報処理組織による送付）

第十条の二　（略）

2　（略）

3　第一項の規定により行われた送付は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に地方農政局長又は民間事業者に到達したものとみなす。

（報告）

第十三条　（略）

2　（略）

3　民間事業者は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあっては自らが作成し、又は基礎調査票に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあっては自らが作成し、又は月別調査票に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

2　製材工場等の代表者は、前条第二項の規定により調査票の配布を受けたときは、当該調査票に記入し、地方農政局長にその定める期日までに送付しなければならない。

3　製材工場等の代表者が第一項の規定による送付若しくは回答又は前項の規定による送付をすることができないときは、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）の職員が指定する当該製材工場等の役職員が第一項の規定による送付若しくは回答又は前項の規定による送付をしなければならない。

（電子情報処理組織による送付）

第十条の二　（略）

2　（略）

3　第一項の規定により行われた送付は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に地方農政局長に到達したものとみなす。

（報告）

第十三条　（略）

2　（略）

（新設）

4　民間事業者は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、光ディスクを使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

5　前各項に規定するもののほか、調査の報告に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

（結果表の作成）

第十四条　（略）

2　（略）

3　民間事業者は、前条第三項の規定により集計を行った基礎調査及び月別調査に係る都道府県別の集計結果に基づき、全国結果表を作成し、農林水産大臣に送付する。

4　民間事業者は、前条第四項の規定により作成した電磁的記録に収録された基礎調査票の内容に基づき、全国結果表を作成し、農林水産大臣に送付する。

（結果の公表）

第十五条　農林水産大臣は、前条の全国結果表の概要を、基礎調査にあっては調査期日の属する年（以下「調査年」という。）の翌年五月末日までに、月別調査にあっては調査期日後一月以内に公表するとともに、これらの詳細については逐次公表する。

（電磁的記録の保存）

第十六条　農林水産大臣は、次の各号に掲げる電磁的記録を永久に保存する。

一　第十三条第三項又は第四項の規定により送付された集計結果、基礎調査票又は月別調査票の電磁的記録

二　第十四条第一項又は第二項の規定により作成した全国結果表の電磁的記録

三　第十四条第三項又は第四項の規定により送付された全国結果表の電磁的記録

2　（略）

（新設）

3　前二項に規定するもののほか、調査の報告に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

（結果表の作成）

第十四条　（略）

2　（略）

（新設）

（結果の公表）

第十五条　農林水産大臣は、前条の全国結果表の概要を、基礎調査にあっては調査期日の属する年（以下「調査年」という。）の翌年四月末日までに、月別調査にあっては調査期日後一月以内に公表するとともに、これらの詳細については逐次公表する。

（電磁的記録の保存）

第十六条　農林水産大臣は、第十四条第一項及び第二項の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永久に保存する。

（新設）

2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。